

改正

平成27年5月28日規則第27号
令和4年2月4日規則第3号
令和4年9月27日規則第35号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第2条 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条第1項、第2項又は第5項から第7項までの規定による認定の申請にあつては、第1号様式による計画書
 - (2) 建築又は維持保全をしようとする住宅又はその部分が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第31条第1項に規定する住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関（品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が行うこれと同等の確認を含む。）を受けた型式に適合するものである場合にあつては、当該型式に係る住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し
 - (3) 建築又は維持保全をしようとする住宅又はその部分が、品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等である場合にあつては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書（品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。以下同じ。）の写し
 - (4) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号。以下「告示」という。）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（登録試験機関（品確法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。）が行う特別評価方法認定（品確法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。）のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けた場合にあつては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書）
 - (5) 法第6条第1項第3号に掲げる基準に適合することについて焼津市又は関係機関が認めた場合にあつては、その旨を証する書面の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、登録性能評価機関（品確法第5条第1項に規定する登録性能評価機関をいう。）が交付する品確法第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添える場合は、前項第2号から第4号までに掲げる図書の添付を要しない。

(所管行政庁が不要と認める図書)

第3条 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第2号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合に、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項が、省令第2条第1項

の表1、表2又は表3の各項に掲げる図書に明示すべき事項の全てを満たすこととなるときは、当該図書

(2) 前条第1項第3号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合に、当該型式住宅部分等製造者認証書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認証を受けた型式住宅部分等に係るものに限る。）において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定された事項が、省令第2条第1項の表1、表2又は表3の各項に掲げる図書に明示すべき事項の全てを満たすこととなるときは、当該図書

（法第6条第2項等の規定による申出に係る添付図書）

第4条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する住宅に係る法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出は、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを添えて行うものとする。

（法第18条第1項の規定による許可に係る添付図書）

第5条 省令第18条第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	2,500分の1以上
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項に明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
駐車計画図		500分の1以上
防災避難計画書		

（申請書の提出部数）

第6条 省令第2条第1項、第8条、第11条、第13条又は第14条の申請書の提出部数は、正本1通及び副本1通とし、省令第18条第1項の申請書の提出部数は、正本1通及び副本2通とする。

（認定長期優良住宅の建築工事の完了報告）

第7条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築工事が完了したときは、速やかに、第2号様式による報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、認定計画実施者は、あらかじめ、第3号様式による確認書により建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいい、この項の規定による確認の対象となる住宅が、同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限る。）による認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認を受け、当該確認書の写しを前項の報告書に添えなければならない。

（住宅の建築又は維持保全の取りやめの申出の方法）

第8条 法第14条第1項第2号の申出は、第4号様式による申出書に省令第6条及び第9条の通知書を添えて行うものとする。

附 則

この規則は、法の施行の日（平成21年6月4日）から施行する。

附 則（平成27年5月28日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条及び第5条の規定は、この規則の施行の日以後になされる申出及び申請について

適用し、この規則の施行の日前になされた申出及び申請については、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月4日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第2条、第3条及び第5条から第8条までの規定は施行の日以後になされる申請について適用し、この規則の施行の日前になされた申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の様式により提出されている報告書、確認書その他の書類は、改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の様式により提出されたものとみなす。

附 則（令和4年9月27日規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和4年10月1日）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の様式により提出されている第2号様式による報告書及び第4号様式による申出書は、改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の相当する様式により提出されたものとみなす。

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第7条関係）

第4号様式（第8条関係）